ロ　ポリ塩化ビニル、ポリ塩化ビニリデンその他の有機塩素化合物又はアルミニウムはくを使用していないこと。

ハ　プラスチック、紙又は木材等を混ぜた混合物を材料として使用していないこと。

ニ　容器の原料としてプラスチックのみを使用する場合は、単一の種類のプラスチック（ポリエチレンテレフタレート、ポリプロピレン、ポリエチレン又はポリスチレンに限る。）を使用すること。

ホ　容器に紙又は金属等のプラスチック以外の材料を使用する場合は、材料ごとに分離できること。

ヘ　原単位（容器一個当たりに使用されるプラスチックの重量を容器一個当たりの内容量で除して得た値をいう。以下同じ。）が、次の表の上欄に掲げる容器に充塡する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充塡する洗浄剤の種類	原単位
洗濯用洗剤	○・一〇八
柔軟仕上剤	○・一二五
台所用洗剤	○・一二〇
食洗器用洗剤	○・〇六〇
住居用洗剤	○・一六〇

二　次のイ及びロを満たすこと。

イ　前号イからホまでを満たすこと。

ロ　当該容器一個当たりの重量のうち、日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の1)に適合する再生プラスチック（以下「プレコンシューマ材料」という。）、日本産業規格Ｑ一四〇二一の七・八・一・一のa)の2)に適合する再生プラスチック（以下「ポストコンシューマ材料」という。）及びバイオマスプラスチック（動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）を原料とするプラスチックをいう。以下同じ。）の重量の合計の割合が二十五パーセント以上であること。

2　家庭用洗浄剤容器のうち、本体容器における洗浄剤の詰替えを目的とするボトル形の容器（以下「ボトル形容器」という。）に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。

一　次のイ及びロを満たすこと。

イ　前項第一号イからホまでを満たすこと。

ロ　原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充塡する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充塡する洗浄剤の種類	原単位
台所用洗剤	○・〇五〇
食洗器用洗剤	○・〇二〇
住居用洗剤	○・〇六〇

二　次のイ及びロを満たすこと。

イ　前項第一号イからホまでを満たすこと。

ロ　前項第二号ロを満たすこと。

3　家庭用洗浄剤容器のうち、本体容器における洗浄剤の詰替えを目的とするプラスチックフィルム製の容器（以下「フィルム形容器」という。）であって、単一の種類のプラスチック（ポリエチレンテレフタレート、ポリプロピレン又はポリエチレンに限る。）を使用しているものに係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号から第三号までの要件を満たすこととする。

一　第一項第一号イからハまでを満たすこと。

二　当該容器一個当たりの重量のうち、バリア層（洗浄剤を保護するためのプラスチックフィルムの表面に対して蒸着した金属はくの層又はエチレン及びビニルアルコールの共重合体若しくはポリビニルアルコールから成る層をいう。）の重量の割合が五パーセント以下であること。

三　原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充塡する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充塡する洗浄剤の種類	原単位
洗濯用洗剤	○・一一〇
柔軟仕上剤	○・〇四五
台所用洗剤	○・〇三三
食洗器用洗剤	○・〇二四
住居用洗剤	○・〇三五

4　3に規定するフィルム形容器のうち、異なる種類のプラスチックフィルムを積層した容器に係る設計認定基準は、設計認定を受けようとする家庭用洗浄剤容器が、次の第一号又は第二号を満たすこととする。

一　次のイからニまでを満たすこと。

イ　第一項第一号イからハまで及びホを満たすこと。

ロ　フィルム以外にプラスチックを使用する場合は、単一の種類のプラスチックを使用すること。

ハ　フィルムの各層は単一の種類のプラスチックを使用すること。

ニ　原単位が、次の表の上欄に掲げる容器に充塡する洗浄剤の種類に応じ、同表の下欄に掲げる原単位を下回ること。

容器に充塡する洗浄剤の種類	原単位
洗濯用洗剤	○・〇一七
柔軟仕上剤	○・〇二〇
台所用洗剤	○・〇二〇
食洗器用洗剤	○・〇二〇
住居用洗剤	○・〇二〇